



ルールを守って! 安全・安心自転車Life

年齢を問わず多くの人が利用する自転車。今回は、自転車を利用する人もしない人も、全員が安全で安心な生活を送るために、自転車のルール・正しい乗り方について特集します。

埼玉県では、全人身事故数に占める自転車事故の割合は約3割にもおよび、件数は減少傾向にあるものの高い割合で推移しています（平成29年時点）。また、近年、自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見されるなど、自転車事故に対する社会的責任の重みが増し、自転車の安全利用への注目も高まっています。

自動車と比べて価格的に手軽で免許も不要、環境にも優しい自転車。ちょっとしたお出かけや買い物の時にとても便利な乗り物です。また、近年では健康志向の高まりもあり、通勤に自転車を利用する人も増えています。そんな手軽で便利な自転車ですが、乗り方を間違えると命に関わる大事故にも繋がりかねないとても危険な乗り物でもあります。

おでかけ前には必ず点検！合言葉は

「ブ・タ・ベル・サ・ハ・ラ」

- ブレーキはちゃんと効きますか？
- タイヤの空気圧は適切？
- ベルは鳴りますか？
- サドルはしっかりと固定されていますか？
- ハンドルにガタつきはないですか？
- ライトは適切に照射していますか？

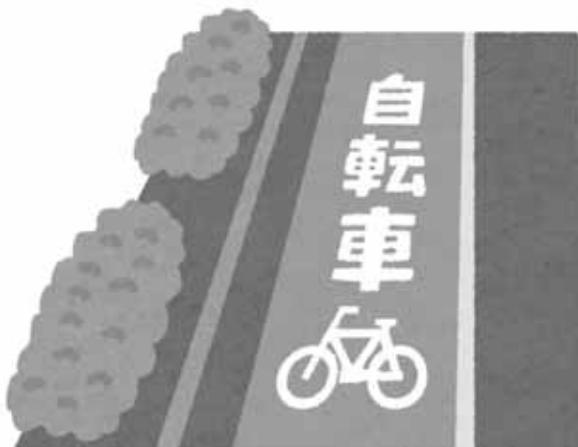


いまさら聞けない！

自転車の交通ルール

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



自転車は軽車両

道路交通法では、自転車は軽車両と位置付けられています。

車道と歩道の区別のあるところは、原則として車道の左側に寄って通行しましょう。自転車専用道路がある場合はそこを通行しましょう。

一列に並んで通行しましょう

並進は進行方向にある障害物をよけられなくなったり、歩行者・自動車の通行の妨げになるなど多くの危険があります。「並進可」の標識があるところ以外では自転車は一列に並んで通行しましょう（県内に「並進可」の標識はありません）。



この標識を知っておこう！



歩行者専用
歩行者だけが通行
できる専用道路で
す。



一時停止
必ず一時停止して
左右(周囲)の安全
を確認します。



自転車横断帯
自転車が横断する
ときに通る道です。

越生自動車学校
宮坂さん